

## 福祉公社と市民社会福祉協議会の組織のあり方検討委員会報告書【概要版】

「武蔵野市財政援助出資団体あり方検討委員会報告書」（平成 26 年 5 月）において、福祉公社及び市民社協については、「中長期的に統合」とされたことから、平成 27 年 7 月に両団体職員及び市の両団体所管課長による「福祉公社及び市民社会福祉協議会の組織のあり方検討委員会」を設置し、市民共助による福祉を推進していくため、両団体の果たすべき役割、統合した場合のメリット・デメリット等について検討するとともに、両団体の規程等の相違、統合する場合の課題等を整理した。

### 第 1 章

#### 1 概況 [ 1 団体概要 (平成 28 年 3 月 31 日時点) ]

##### (1) 公益財団法人武蔵野市福祉公社 設立昭和 55 年 12 月 1 日

- ・役員等 理事 6 名、評議員 6 名、監事 2 名
- ・職員 正規職員 27 名、嘱託職員 35 名、市派遣職員 4 名、その他職員 156 名、計 222 名

##### (2) 社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会 設立昭和 53 年 4 月 24 日

- ・役員等 理事 16 名、評議員 36 名、監事 2 名
- ・職員 正規職員 8 名、嘱託職員 11 名、市派遣職員 2 名 計 21 名

#### 2 団体のあり方に関する経過

過去、市において検討された、両団体のあり方に関する検討経過をまとめた。

### 第 2 章 統合に関する調査

他市実例を参考とするため、全国福祉公社等連絡協議会の会員であった団体及び元会員団体を引き継いだ団体に対して、組織統合のメリットとデメリットに関するアンケート調査及び視察を実施した。また、両団体の係長級以上の職員を対象とした、統合メリット・デメリット内部ヒアリングを実施した。

#### <アンケート等まとめ>

##### (1) 財政

メリット : 役員(報酬)の減。人事、会計事務等の共通化。社会活動センター(福祉公社)と市民向け講座(市民社協)一本化による事務効率化。残余財産の市への贈与。

デメリット : ICT システム統一(統合時に一定の費用が必要。)

その他 : 介護保険事業による収入の増加及び自主財源確保(メリットにあげている団体経営リスクとしている団体の両方の意見がある。)

##### (2) 組織運営

メリット : 職員の年齢構成の偏り改善。専門職人材の充実。専門職の内部流動性の向上。専門分野を生かした研修等、職員の幅広い知識の習得。幅広い視野で課題を把握できる職員の育成。

デメリット : 統合前後の一定期間の事務量増加

その他 : 法人拡大による組織系統の複雑化。職員の増加による意思疎通の困難化をデメリットとした団体がある一方で、「統合以前から同一建物で交流もあり違和感は少

なかった。」また、「統合直後はうまくいかなかった部分もあったが、現在は旧公社職員も社協職員としての自覚をもって職務についている。」という回答もあった。

### **(3) 事務事業**

メリット：要援護者を総合的に支援。地域人材の育成。地域住民や社会資源と介護サービス担当との連携強化。個別支援業務の経験を生かした地域支援業務の実施（課題解決力の向上）。部門間の連携による効果的な事業実施。ボランティアの活躍の場の拡大。

デメリット：社協会員施設（居宅サービス事業者等）との競合

その他：統合しないままでも業務の運営において連携することにより、統合効果と同じ効果が望めるのではないか。

## **第3章 両団体の今後の役割**

### **(1) 福祉公社の役割**

①民間事業所等では対応が難しいサービスのセーフティネットとなる。②市内の介護人材の育成に努める。③地域での支え合いによる福祉力の向上に努める。④成年後見、権利擁護の充実。⑤家族代替機能の提供。⑥健康で活動的な生活を送るための環境づくり。⑦生活困窮者への支援

### **(2) 市民社会福祉協議会の役割**

①地域を支える人づくり。②人がつながる地域づくり。③たすけあいのしくみづくり。④地域の福祉活動を支える。⑤人や団体同士をつなげる

## **第4章 両団体の役割を踏まえた統合効果**

### **(1) 福祉人材の育成と互助による福祉の推進**

幅広い地域人材の育成、情報連携

### **(2) ボランティア活動の支援**

ボランティアセンター武蔵野を中核とした、地域活動を行う市民や施設ボランティア等に対する包括的な支援、情報の発信

### **(3) セーフティネット機能の強化**

地域福祉と個別支援（地域担当職員と介護専門職等）との連携による複合課題を抱える市民への支援

### **(4) 低所得世帯等への包括的支援**

生活困窮者自立支援事業と生活福祉資金貸付事業をはじめとした低所得世帯関連支援事業による包括的支援

### **(5) 権利擁護における地域連携**

地域住民と連携した権利擁護事業による詐欺等被害の防止等

## **第5章 統合する場合の制度的課題と実務的課題**

### **(1) 法人制度**

公益財団法人は法律上、社会福祉法人との合併をすることができないため、福祉公社の解散及び福祉公社事業を市民社会福祉協議会へ全部譲渡することにより行う必要がある。

解散手法については、公社定款に法人の存続期間を定めることが適当であると考えられる。

公益財団法人は解散後、清算が終了するまでは清算法人として存続する。

なお、残余財産の社会福祉法人への寄付は非課税となる。

## (2) その他

組織・職員定数、職制度、昇任制度、給与制度、退職手当、嘱託職員制度、嘱託職員勤務時間、ヘルパー雇用条件、臨時職員制度、人材育成等について検討し課題を整理した。

両団体の事業に重複はないため、統合による役職員の減は、福祉公社の役員(常勤を除く)、会計事務等担当職員(正職 0.5、嘱託 0.3)の減程度と見込まれる。

## 第6章 武蔵野市福祉公社解散に伴う課題(デメリット)

### (1) 福祉公社サービス利用者との再契約

福祉公社とサービス利用者との契約は、改めて市民社協と締結しなおしていただく必要がある。

### (2) 成年後見人・保佐人・補助人の辞任及び就任

統合に伴い、福祉公社が成年後見人を受任している案件については、解散によりすべて辞任し、新たに市民社会福祉協議会を候補者として選任申し立てを行うことが求められる。辞任・選任申立は、裁判所の事務量が膨大となるため、受付が制限されることが想定され、月に10件程度が限度と考えられる。対象事案は130件が想定され、選任許可までの期間を含めると、最低でも19か月間については、福祉公社と市民社会福祉協議会が並行して成年後見事業を実施する必要がある。

### (3) 福祉公社に宛てた遺言による寄付金

福祉公社のサービス利用者の方の中に、没後、福祉公社に財産を遺贈する旨の遺言を作成されている方がおり、福祉公社で把握している範囲で数億円の遺贈が想定されている。両団体が統合する場合は、福祉公社が解散することとなり、遺産を取得できなくなる。

そこで、これらの財産を、統合後の社会福祉協議会において受け取ることができないか、福祉公社の法律顧問及び成年後見制度や遺言等を専門とする弁護士と相談し検討を行った。

#### ① 統合後に市民社会福祉協議会が利用者の遺産を受領できる場合(遺言書の書き換え)

遺言能力を保持している利用者は、遺言を書き換えることが適切な手法である。その際、「福祉公社が解散した場合は、福祉公社事業を継承した団体に遺贈する」と予備的に記載することが必要である。しかし、遺言を作成された利用者の多くが被成年後見人等に該当する方であり、事実上書き換えはできない状況である。

#### ② 死因贈与契約としての法律構成による遺産の取得の可否

利用者の遺産を受領する次善の策として、遺言としては無効だが、遺言者の終意思を尊重する見地から、当該遺言を死因贈与契約と解釈し、贈与を受ける権利を社協に譲渡するという方法が考えられる。ただし、債権譲渡は債務者(遺産を贈る人)の承諾または債権者(福祉公社)が債権を社協へ譲渡した旨の通知を行わなければならない。債務者の承諾は、遺言者のほとんどが、被成年後見人等であることに鑑みれば、不可能である。

### ③遺贈資産受け取りのための一般財団法人への移行

福祉公社は、職員や公社事業の全部を市民社会福祉協議会へ移行するが、団体としては、遺贈資産を受け取ることを目的とした一般財団法人へ移行し遺贈を受け、受け取った遺産を社協へ寄付することで、統合メリットを生かすとともに遺贈資産を受け取ることができないか、検討した。

一般財団法人となった場合、相続税が発生することとなり課税されることとなるが、社会福祉法人へ寄付した場合、相続税が非課税となる租税特別措置法の規定を利用する方法が考えられる。これにより、相続税等の負担なしで遺贈を社協へ移すことが可能となる。

しかしながら、長期的に一般財団法人としての団体を維持していくことが必要となり、財政面や組織運営面ではデメリットとしか言えず、このような方法で統合を行うことは現実的でないと考える。

### ④結論

上記のとおり、死因贈与契約や一般法人化といった手法も検討したが、福祉公社と市民社会福祉協議会が統合した場合に、遺贈資産を受け取る最適な手法は見いだせなかった。

## 第7章 まとめ

### (1)統合の可否

本委員会では、組織統合により、統合前後では、事務量の増大や、職員連携等で混乱は想定されるものの、福祉人材の育成、互助による福祉の推進、社会参加への支援等の効果が望めるとともに、視野の広い職員の育成や、職員の課題解決力の向上も図ることができ、役員数の減や一部事務処理の効率化により若干の財政効果も想定できると考え検討を進めてきた。

このような検討の中で、公社に財産を遺贈する旨の遺言を作成されている方が多数おり、総額は数億円となり、福祉公社が解散した場合、遺贈を受けられなくなるという大きな課題が判明した。このため、複数の弁護士とも協議したが、統合と遺贈による寄付受領を両立することはできないことがわかった。

このため、統合を進めるべきかについて引き続き協議した結果、生涯をかけて築かれた財産を遺贈してくださる貴重な遺言者の遺志を尊重すべきであり、また、遺贈額が多額であること等を踏まえ、本委員会としては、統合は当面見合わせるべきとの結論に至った。

### (2)福祉公社・市民社協事業連携推進委員会(仮称)の設置

統合は当面見合わせるべきとしたが、今後、今回検討を行った統合効果を発揮できるよう、連携に努めていく必要がある。そこで、両団体による「事業連携推進委員会(仮称)」を設置し、本報告書の統合効果の具体化を進め、「市民共助による福祉の推進」に向けて、両団体の連携を推進していくことを提案する。また、連携には、職員の日常的な人間関係も重要であることから、両団体間での人事交流を含めて検討すべきと考える。